

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 習志野市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.6%
全職員	64.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.4%
本庁課長相当職	98.4%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	97.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.6%
31～35年	92.7%
26～30年	90.4%
21～25年	92.0%
16～20年	106.4%
11～15年	85.6%
6～10年	90.1%
1～5年	84.4%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

・扶養手当は男性に支給している場合が多く、男性の受給割合が約90%となっている。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・以前は、女性のフルタイム会計年度任用職員が比較的多く在籍するために女性の給与支給額が高くなる傾向があったが、令和5年度より暫定再任用制度が導入され、制度を利用する男性の比率が高いことから、男性の給与に対する女性の給与の割合が落ち込む結果となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。